中央労働委員会	九九人	（略）
合　計	三三、六〇二人	

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日　　農林水産大臣　金子原二郎

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び各外局別の定員） **第一条**　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び各外局別の定員） **第一条**　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	一四、一九九人	
林野庁	四、七〇五人	
水産庁	九八七人	
合計	一九、八九一人	

区分	定員	備考
本省	一四、四六一人	
林野庁	四、七一七人	
水産庁	九七二人	
合計	二〇、一五〇人	

中央労働委員会	一〇〇人	（略）
合　計	三三、四一四人	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の農林水産省定員規則第一条の規定にかかわらず、農林水産省の本省の定員は、令和四年九月三十日までの間においては、一四、二〇〇人とする。

○農林水産省令第二十一号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十項の規定に基づき、漁港漁場整備法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日　　農林水産大臣　金子原二郎

漁港漁場整備法施行規則の一部を改正する省令

漁港漁場整備法施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
（特定漁港漁場整備事業計画の軽微な変更の基準） **第一条の六**　法第十七条第十項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる変更以外の変更であることとする。 一　（略）	（特定漁港漁場整備事業計画の軽微な変更の基準） **第一条の六**　法第十七条第十項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる変更以外の変更であることとする。 一　（略）